



1. 事業(会社)の円滑な継承
2. 民法が120年ぶりの大改正
3. 「投資」金の運用入門
- 4 無料セミナー・相談のご案内

事業(会社)の円滑な継承

「4人に1人」が65歳以上という高齢化社会に突入しました。こうした時代を背景に、「事業継承」や「相続」の問題が取り上げられる機会が多くなっています。

これらの問題を解決していくためには、行政書士や税理士、司法書士など専門家同士の「連携」と「コーディネート能力」が求められます。

当事務所では、各専門家と連携を密にし「資産とところの継承」をテーマに「事前対策」や「総合的解決」のノウハウを活かし、円滑な事業継承と経営基盤強化そして円満な家庭づくりができて



すようサービスと情報を提供してまいります。

事業継承の方法はいろいろと考えられますが、ここでは「種類株式」「遺言書」「家族信託」の活用の仕方についてご紹介いたします。

「種類株式」の活用

例えば、家族会社で創業者の相続人に事業を継ぐ長男と継がない次男がいるとします。事業継承のために遺言などで長男に会社の株式を全部相続させるケースも少な

くありません。それでは次男との関係で不公平感が残ります。経営の安定と同時に家族の感情も尊重して円滑な相続を行う一つの方法として「種類株式」の活用があげられます。あまり耳慣れない言葉ですが、事業を継承しない次男には、議決権を制限する「無欠決議」設定され、その代わりに配当を優先する「優先配当株式」を相続させるというものです。

通常の株式を相続する長男は、迅速な意思決定と実行が可能となり、それ以降の会社経営がやり易くなるというものです。長男は受け継いだ会社の経営に専念することが出来ます。

「遺言書」の活用

事業承継の際にトラブルが起きないように、書遺言を活用する方法があります。この遺言書がなければ事業を継承する相続にも継承しない相続人にも皆公平に財産分割することになります。そこで事業を継承するものにこれからの経営が円滑に行えるよう配慮した遺言書が大いに役に立ってくることになります。遺言には、以下のとおり3つの方式(普通方式)があります。

- (1) 自筆証書遺言
- (2) 公正証書遺言
- (3) 秘密証書遺言

この中でも、公正証書遺言は紛失や改ざんの可能性がないだけで

なく、裁判所の検認も不要なので、移転登記や預金の払出しなどの手続をスムーズに行うことができます。

「家族信託」の活用

今、後見的な財産管理や遺産承継を目的とする家族信託への期待が高まっています。新しくなった信託法では、一般人(特に家族)のための民事信託として幅広く活用できるようになりました。相続や遺言に代わる制度となり、後見制度を補完します。

家族信託の多くは遺贈や贈与と同様の形で承継される仕組みになっています。認知症になってしまった方の「配偶者なき後の問題」や障害をもつお子さんの「親なき後



の問題」を解決する役割を担う「財産管理を安心して託せる」制度である点では、後見制度に代わる機能を有しているといえます。

財産を取り崩して使うだけの後見制度と違い、家族信託は単なる財産管理だけでなく、財産の運用、活用、承継という機能が最大限に活用でき、身上監護も含めた生活や財産管理全般を支援するしくみ特徴といえます。

(詳しくは、当事務所まで)

民法が120年ぶりの大改正！

私たちの生活に深く関係する民法が、明治29年に制定されて以来120年ぶりの全面改正となります。制定は今年6月に行われましたが、施行（実施）は3年以内にされる予定です。今回は約3分の1の条文の改訂となります。

この改正の理由の一つとして、いるのが「債権の部分で一般の人にも分かりやすく」することです。例えば、「要素の錯誤」→「その錯誤が法律の目的や社会通念に合ったもの」、「瑕疵(かし)」→「契約の内容に適合しないもの」「不適合」のような表現です。

内容の見直しとしては、身近の所では「時効」や「法定利率」などがあります。

【時効】では、今まで2、3年の職業別の短期消滅時効が無くなり、債権の消滅時効期間は一律「権利を行使することができる時から10年間（できることを知った時から5年間）となります。

【法定利率】ですが、年率5%から3%に下げ、その後は3年ごとに見直しを行うという利率の変動制を採用します。

【個人保証】の要件として公正証書が義務付けられました。事の重大さを認識せずに安易に保証人になり、思いもよらない返済等に陥るのを防ぐためです。

【消費貸借契約】（金銭等の貸借）

現行法では、金銭のやり取りで契約が成立（要物契約）することになっていますが、実務に合わない



ため書面があれば契約成立（諾成契約）することを明記しました。

【不動産の賃貸】はトラブルが多い所。土地の売買で貸主が変わっても賃貸関係を引継ぐことや、借地権の賃貸借契約の最長期間も20年から50年に変更されます。また、敷金については、賃借人保護の観点から目的、返還内容も明確になりました。

なお、相続関連の部分については改正に向けて進んでおり、配偶者の法定相続分や遺言の方法などの見直しが検討されていて、2、3年後には施行される予定です。

豆知識

「投資」お金の運用入門（FP）

ライフプランを考えるうえで、お金運用方法の一つ「投資」をご紹介します。

投資というと、数字がたくさん出てきて、難しくてちょっと怖いと思う人も多いかと思いますが、国債などはリスクが比較的低めの商品です。また、株などのハイリスク・ハイリターンなものもありますし、金融商品の中でも投資信託はミドルリスク・ミドルリターンの商品だとされています。投資は他の商品と比べ購入も簡単ですし、証券会社・銀行によっては月数百円から積



み立てることができます。投資は初めてという方は、無理をせず比較的安全な少額の投信からチャレンジしてみても良いでしょう。

投資対象は種類を限定せず、いろいろと組み合わせることでリスクを分散し、減らすこともできます。

いろいろな投資があるので、自分にあったもの、合わないものがあると思

いますので、どの投資にするかはしっかりご自分で決めるべきです。銀行や証券会社に言われるまま買っているのは「思っていたのと違う」ということになりかねません。

そこでまず大切なのが「勉強すること」。得体のしれない商品に、お金を預けたくありませんよね。

勉強したらチャレンジ。そしてまた「勉強すること」の流れが投資上達の近道なのです。

（詳しくは、当事務所まで）

お知らせ

セミナー（無料）のご案内

開催日 平成29年12月13日(水)
午後1時30分より
(三鷹産業プラザ 地下1階)
テーマ 相続と遺言について
講師 FP・行政書士 竹内健一
ご予約は、0422-57-7033
「暮らしの相談室」竹内まで

無料相談会のご案内

開催日 11月24日(水)13:00~15:00
12月20日(水)13:00~15:00
(どんなことでもお気軽にご相談ください)
※その他の日時はご相談ください
場所 三鷹産業プラザ2階
受付内容
相続・遺言 その他ご心配なこと
ご予約は、0422-57-7033へ
(初回相談無料)



セミナー風景

ユーカリ行政書士事務所
FP・特定行政書士 竹内健一
東京都三鷹市上連雀 8-8-11
☎0422-57-7033
Mail:
takeuchi@bc4.so-net.ne.jp